

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

| | | |
|------------------|-----|--|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 平成 22 年度 政策経営会議（第 9 回） |
| 事務局(担当課) | | 政策経営部企画課 |
| 開催日時 | | 平成 22 年 9 月 17 日（金） 午後 1 時 00 分～1 時 30 分 |
| 開催場所 | | 区長応接室 |
| 議題 | | 1. 路上喫煙防止条例について |
| 公開の 可 否 | 会 議 | <input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。 |
| | 会議録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| | | 非公開・一部非公開の場合は、その理由 |
| 出席者 | 委 員 | 区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長 |
| | 説明者 | 環境課長、清掃環境部長 |
| | 事務局 | 企画課企画担当係長 |

審議経過

案件 1：路上喫煙防止条例について

(1) 案件の説明

路上喫煙を禁止する条例は、現在、23区中17区が制定している。当区では、マナーによる喫煙対策を実施しており、一定の成果をあげているが、更に一步進めた路上喫煙対策を推進するため、「空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」を一部改正し、「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例（案）」を第四回定例会に提案したい。また、条例改正に向けて、区民等からの意見を募集するため、9月27日よりパブリックコメントを実施したい。

(2) 主な意見と質疑

委員：第9条では区内全域で、吸い殻入れのある場所を除いて道路上の喫煙を禁止しているが、第7条では、公園・広場等の公共の場所における歩行喫煙を禁止している。あえて歩行と記しているが、その違いはどうなっているのか。

説明者：公園条例に事実上分煙の規定があり、今回は、それらを含める規定にしていない。

委員：公園条例に規定されているのに、公園の歩行喫煙を禁止するというのはわかりにくい。

説明者：公園条例では指定された場所以外では禁煙となっている。歩行について規定されていないので、この条例で規定し、歩行喫煙は公共の場所や公園も含めてすべて適用になる。

委員：公共の場所ということであると建物はどうなるのか。

説明者：屋外についてのみであり建物は含まない。区内の道路、公園、広場その他公共の用に供する場所を対象としている。

委員：来年度の経費はどうなるのか。

説明者：条例を制定し、来街者へもかかることであるのでキャンペーンを行いたい。その他路上シールや掲示物等の経費を予定している。

委員：違反者への指導はどういう立場の方が行うのか。

説明者：指導については、路地裏指導パトロール等の方に行ってもらうことになる。

(3) 結論

路上喫煙対策を推進するため、「空き缶等の投げ捨て防止に関する条例」を一部改正し、「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例（案）」を第四回定例会に提案する。また、条例改正に向けて、区民等からの意見を募集するため、9月27日よりパブリックコメントを実施する。

| | |
|-------|------------------------|
| 会議の結果 | 1. 路上喫煙防止条例について ⇒決定 |
|-------|------------------------|

| | |
|----------|------------------------------|
| 提出された資料等 | 1. 路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例（案）について |
|----------|------------------------------|